

IIJ セキュリティスキャンサービス利用規約

制定：平成14年3月1日
改定：平成14年10月21日
改定：平成15年6月25日
改定：平成16年4月1日
改定：平成20年9月1日
改定：平成22年5月25日

株式会社インターネットイニシアティブ

当社は、IIJ セキュリティスキャンサービス（当該サービスの利用者が、この規約の定めるところにより、その機器についてセキュリティに関する検査及びその報告が受けられるサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。）の提供に関する規約を制定します。

なお、当社は、この規約を変更することがあります。この規約が変更された後における利用に係る料金その他の提供条件は変更後の規約によります。また、この規約を変更するときは、当社は当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第1条（サービスの内容）

本サービスは、この規約の定めるところにより、グローバル IP アドレスが付与された利用者の機器のセキュリティに関する設定等の検査（以下「検査」といいます。）及びその報告（以下「報告」といいます。）を内容とします。

第2条（品目）

本サービスには、次の品目があります。

品目	内容
定期検査	毎月一度の検査を、継続的に実施する IIJ セキュリティスキャンサービス
スポット検査	利用者が指定する日時に、一度検査を実施する IIJ セキュリティスキャンサービス

第3条（種別）

本サービスには、前条にいう各品目に、次の種別があります。

種別	内容
プラン1	検査内容が、TCP ポートスキャン、アプリケーションバナーチェック、メールリレーチェック、UDP ポートスキャン及び脆弱性チェックである IIJ セキュリティスキャンサービス

第4条（委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部をエヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社（以下「委託先」といいます）に委託するものとします。

第5条（利用条件）

本サービスを利用しようとする者は、別表1「対象となる当社のサービス」に挙げる当社のサービスの契約者である必要があります。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、個別に認めるところにより、前項の規定に該当しない契約者に対し、本サービスを提供することができるものとします。この場合において、当該本サービスを利用する契約者は、当社が別に指定する条件に合意するものとします。

3. 前項までの規定に定めるほか、当社は、個別に認めるところにより、契約者が指定する第三者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合において、当該契約者及び当該第三者は、当社が別に指定する条件に合意するものとします。

第6条（提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第7条（契約の単位）

当社は、本サービスごとに1つの本サービスの利用に関する契約を締結します。

2. 1つの本サービスの利用に関する契約において検査の対象とできるグローバルIPアドレス（以下「IPアドレス」といいます。）の数の上限は、32とします。

第8条（契約の申込）

本サービスの利用に関する契約の申込をしようとする者（以下「契約申込者」といいます。）は、当社所定の申込書を提出することによりするものとします。

2. 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を拒絶することがあります。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は、契約申込者に対し、その旨を通知します。

- (1) 契約申込者が、第5条の条件を満たさない場合
- (2) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
- (3) 契約申込者が本サービスの利用に関する契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (4) 契約申込者が前項の本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (5) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 契約申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき

第9条（検査対象の指定）

契約者は、当社が本サービスを提供するにおいて必要となるIPアドレスその他当社が定める事項に関し、その情報を特定し指定するものとします。

2. 当社は、契約者が指定した情報が契約者の情報であるか契約者が指定する第三者の情報であるかにかかわらず、前項により契約者が指定した情報に基づき検査を実施します。

3. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が指定した情報が明らかに不自然であると判断した場合は、本サービスの提供を行わない場合があります。この場合において、当社は、契約者に対し、速やかに当該事実を通知するものとします。

第10条（契約者の名称等の変更）

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったとき（契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継された場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第11条（契約者の権利）

契約者は、指定したIPアドレスにつき、それが付与された機器に関するセキュリティの設定等の検査を受けることができます。

2. 契約者は、前項の検査結果に関する報告を受けることができます。

第12条（権利の譲渡等）

契約者は、第三者に本サービスの利用に関する契約上の権利の譲渡又は移転をすることはできません。

第13条（品目の変更の不可）

契約者は、本サービスの品目を変更することはできません。

第14条（検査対象のIPアドレスの変更等）

品目が定期検査である本サービスの契約者は、指定した検査実施予定日から起算して当社の5営業日前までに当社に対し、書面により請求することにより、調査対象のIPアドレスを変更することができます。

2. 品目が定期検査である本サービスの契約者は、指定した検査実施予定日から起算して当社の5営業日前までに当社対

し、書面により請求することにより、調査対象の IP アドレス数を変更することができます。

3. 第 8 条第 2 項に定める申込の拒絶の規定は、前 2 項の請求があった場合について準用します。この場合において、同項中「契約の申込」とあるのは「調査対象の IP アドレスの変更」又は「調査対象の IP アドレス数の変更」と、「申込」とあるのは「請求」と、「契約申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第 15 条（料金等）

当社は、契約者に対し、別表 2「IIJ セキュリティスキャンサービスの料金」の項中、品目が定期検査の場合にあっては、「1. 定期検査」の項に基づき、初期費用、前条の規定による変更があった場合におけるその費用（以下「IP アドレスの変更等に伴う費用」といいます。）、月額費用及びこれに対する消費税相当額を、品目がスポット検査の場合にあっては、「2. スポット検査」の項に基づき、料金及びこれに対する消費税相当額を、それぞれ当該料金に係るサービスを提供した月の翌月の月上旬に請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該請求があった月の末日までに当該請求があった金額を支払うものとし、なお、スポット検査の料金については、当社が申込を受託する旨の意思表示（方法の如何を問いません。）をした日に発生するものとし、

2. 品目が定期検査である本サービスの初期費用の額は、別表 2「IIJ セキュリティスキャンサービスの料金」の項中、「1. 定期検査（1）初期費用」に定める額とし、当社が申込を受託する旨の意思表示（方法の如何を問いません。）をした日に発生するものとし、

3. 品目が定期検査である本サービスの月額費用は、別表 2「IIJ セキュリティスキャンサービスの料金」の項中、「1. 定期検査（2）月額費用」に定める額とし、月額費用は、最初の検査実施日が属する月から最終の検査実施日が属する月までの期間に係る本サービスについて発生し、最初の検査実施日または最終の検査実施日が、暦月の初日以外の日であることは、当該日が属する月の月額費用の額に影響を与えないものとし、

4. 品目が定期検査である本サービスの IP アドレスの変更等に伴う費用の額は、別表 2「IIJ セキュリティスキャンサービスの料金」の項中、「1. 定期検査（3）IP アドレスの変更等に伴う費用」に定める額とします。

第 16 条（最低利用期間）

品目が定期検査である本サービスの最低利用期間は 6 ヶ月とし、その期間の起算日は、最初の検査実施日とします。

2. 品目が定期検査である本サービスの利用に関する契約が、最低利用期間が経過する日前に解除されたときは、契約者は、当社に対し、直ちに、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用の額を支払うものとし、この場合の月額費用は、最終の検査実施日の IP アドレス数により算出するものとし、

第 17 条（機密保持）

契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報及びサービスの内容（検査結果に関する報告内容も含む）を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとし、

2. 当社及び委託先（再委託先がある場合、それを含みます。以下同じとします。）は、本サービスの提供に関し知り得た契約者に関する情報を、当該契約者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示しません。

3. 第 1 項及び前項の規定は、本サービスの利用に関する契約がその効力を失った後においてもなお効力を有するものとします。

第 18 条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第 19 条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社又は委託先の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社又は委託先が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) ソフトウェアのバージョンアップ等本サービスに使用される機器の保守のためやむを得ないとき

2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、前項第 2 号及び第 3 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 20 条 (利用の停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの利用に関する契約上の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
 - (4) 第 10 条 (契約者の名称等の変更) の規定に違反したとき
 - (5) 第 8 条 (申込の拒絶) 第 2 項第 1 号及び第 4 号 (第 14 条第 3 項において準用する場合を含みます。) に該当したとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 21 条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

第 22 条 (定期検査における検査予定日の変更)

品目が定期検査である本サービスの契約者は、予め検査実施予定日として指定した日を、その日から起算して当社の 3 営業日前までに当社に通知することによって、変更することができます。ただし、変更後の検査実施予定日が、通知した日から起算して、当社の 3 営業日以降である場合に限りません。

第 23 条 (契約の解除)

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 第 10 条 (契約者の名称等の変更)、第 12 条 (権利の譲渡等) 若しくは第 17 条 (機密保持) 第 1 項の規定に違反したとき又は違法に若しくは明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (2) 第 15 条 (料金等) の規定による債務の支払いを怠ったとき
 - (3) 契約者について、破産、会社更生、整理又は民事再生に係る申立があったとき
 - (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき
 - (5) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用するものの当該利用に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき
 - (6) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき
 - (7) 第 8 条 (申込の拒絶) 第 2 項第 1 号及び第 4 号 (第 14 条第 3 項において準用する場合を含みます。) に該当したとき
 - (8) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき
2. 品目が定期検査である本サービスの契約者は、当社に対し、最終の検査実施日から起算して 30 日前までに書面でその旨を通知することにより、当該契約を解除することができます。ただし、最終の検査実施日が最低利用期間経過後の日となる必要があります。

第 24 条 (解除の効力)

前条第 1 項の規定により本サービスの利用に関する契約が解除された場合において、当社が損害を被ったときは、契約者は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。

第 25 条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害 (その原因の如何を問いません。) について賠償の責任を負いません。

2. 当社は、本サービスにおける検査及び報告につき、それらの正確性 (契約者から検査対象として指定された IP アドレスを調査したことを含みます) を保証するものではありません。
3. 契約者が検査対象として指定した IP アドレスを検査した結果、第三者に損害を与えた場合、契約者は当該第三者に当該損害を賠償する責を負います。

第 26 条（管轄）

この規約又はこれに関する紛争に係る事件の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

以上

別表 1 対象となる当社のサービス

- インターネット接続サービス
- IIJ FiberAccess/F サービス
- IIJ FiberAccess/A サービス
- IIJ FiberAccess/Q サービス
- IIJ FiberAccess/C サービス
- IIJ DSL/F サービス
- IIJ DSL/A サービス
- IIJ データセンター接続サービス
- IIJ マネージド VPN PRO サービス
- IIJ VPN スタンダードサービス
- IIJ マネージドファイアウォールサービス
- IIJ セキュリティプレミアムサービス
- IIJ セキュリティスタンダードサービス
- IIJ DDoS 対策サービス
- IIJ マネージド IPS サービス
- IIJ ネットワーク侵入検知サービス
- ID ゲートウェイサービス

別表2 IIJ セキュリティスキャンサービスの料金

1. 定期検査

(1) 初期費用

種別	初期費用 (単位：円)
プラン1	5,000

(2) 月額費用

種別	調査対象の IP アドレス数	月額料金 (単位：円)
プラン1	1	25,000
	2 以上	25,000+ (調査対象の IP アドレス数-1) ×24,000

(3) IP アドレスの変更等に伴う費用

① IP アドレスの変更に伴う費用

項目	料金 (単位：円)
IP アドレスの変更に伴う費用	一回の変更請求につき 5,000 (ただし、以下のいずれかの場合 0 ①インターネット接続サービス、IIJ FiberAccess/F サービス、IIJ FiberAccess/A サービス、IIJ FiberAccess/Q サービス、IIJ FiberAccess/C サービス、IIJ DSL/F サービス、IIJ DSL/A サービス、若しくは IIJ データセンター接続サービスにおける品目の変更に伴う変更又はこれらのサービスのいずれかの新規利用に伴う変更の場合 ②IP アドレスが付与されているホストの OS の変更又はドメイン名の変更に伴う変更の場合)

② IP アドレス数の変更に伴う費用

項目	料金 (単位：円)
IP アドレス数の変更に伴う費用	一回の変更請求につき 5,000 (ただし、以下のいずれかの場合 0 ①IP アドレス数が増加する変更の場合、 ②インターネット接続サービス、IIJ FiberAccess/F サービス、IIJ FiberAccess/A サービス、IIJ FiberAccess/Q サービス、IIJ FiberAccess/C サービス、IIJ DSL/F サービス、IIJ DSL/A サービス、若しくは IIJ データセンター接続サービスにおける品目変更に伴う変更又はこれらのサービスのいずれかの新規利用に伴う変更の場合)

2. スポット検査

種別	調査対象の IP アドレス数	料金 (単位：円)
プラン1	1	30,000
	2 以上	30,000+ (調査対象の IP アドレス数-1) ×29,000